

附属機関の女性委員登用率向上に関する取組状況について

1 女性委員登用の目的

・男女共同参画社会基本法第5条

「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」

・青森市男女共同参画推進条例第23条第2項

「市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努める。」

・青森市男女共同参画プラン

《指 標》市の附属機関における女性委員の割合

《目標値》30%（令和5年度）

※国の第4次男女共同参画基本計画における「市町村の審議会等委員」の成果目標30%以上を参考に設定

2 本市の状況

令和2年5月末時点の附属機関の女性委員登用率は24.1%であり、内閣府が令和2年12月28日に公表した令和2年4月1日時点の各自治体の女性委員登用率と比較すると、県内10市において8位、及び中核市62市において55位であった。

令和3年の5月末時点での女性委員登用率は25.8%であり、前年度から1.7ポイント上昇し、各部の協力により取組の成果が表れている。

【全附属機関等の委員総数に占める女性委員の割合】

	R2年度	R3年度	増減
附属機関数	47	43	△4
委員総数(人)	611	539	△72
うち女性(人)	147	139	△8
登用率(%)	24.1	25.8	1.7

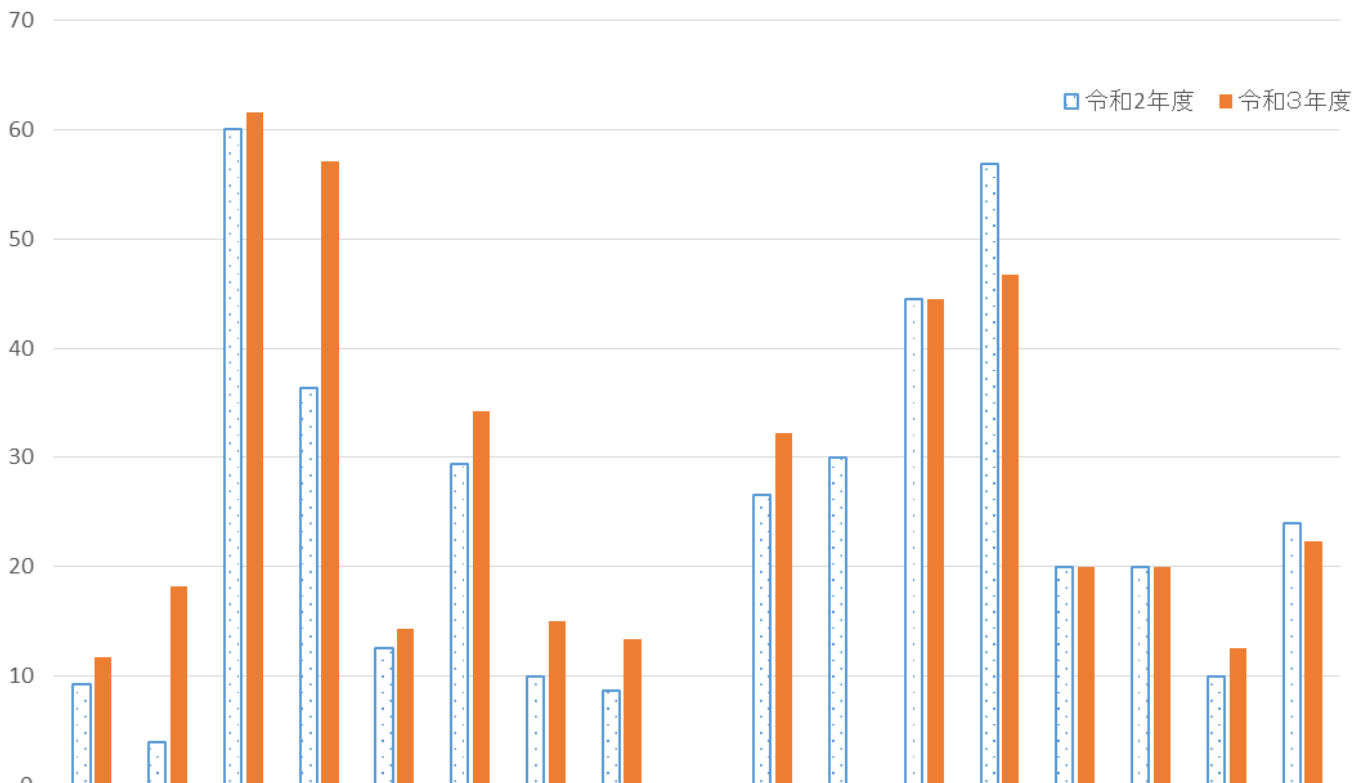
3 今後の取組

附属機関の改選を迎える部局に対し、文書での依頼、事前ヒアリングを実施するなど、女性委員の積極的な登用を働きかける。

附属機関女性委員登用の状況

附属機関における女性委員の割合

(%)



		総務部	企画部	税務部	市民部	環境部	福祉部	保健部	経済部	農林水産部	都市整備部	(浪岡振興部)	市民病院	教育委員会	農業委員会	企業局水道部	企業局交通部	広域事務組合	合計
		令和2年度	審議会数	6	3	1	3	1	7	3	3	2	6	1	1	4	1	1	1
	委員数(人)	87	25	15	33	8	109	20	23	28	49	20	9	44	5	5	10	121	611
	女性数(人)	8	1	9	12	1	32	2	2	0	13	6	4	25	1	1	1	29	147
	登用率(%)	9.2	4.0	60.0	36.4	12.5	29.4	10.0	8.7	0.0	26.5	30.0	44.4	56.8	20.0	20.0	10.0	24.0	24.1
令和3年度	審議会数	6	2	1	2	1	8	3	2	2	5	0	1	4	1	1	1	3	43
	委員数(人)	85	22	13	14	7	111	20	15	28	31	0	9	45	5	5	8	121	539
	女性数(人)	10	4	8	8	1	38	3	2	0	10	0	4	21	1	1	1	27	139
	登用率(%)	11.8	18.2	61.5	57.1	14.3	34.2	15.0	13.3	0.0	32.3	0	44.4	46.7	20.0	20.0	12.5	22.3	25.8
	登用率増減	2.6	14.2	1.5	20.7	1.8	4.8	5.0	4.6	0.0	5.8	△30.0	0.0	△10.1	0.0	0.0	2.5	△1.7	1.7